

土庄町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
土庄町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、土庄町教育基本大綱に掲げた目標を達成するための取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 対象

本計画は、土庄町教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(3) 本町の現状

土庄町の学校教育は、子どもたちと向き合う教職員の教育に対する情熱と献身的な努力によって支えられている。その一方で、学校を取り巻く環境の複雑化、多様化に伴って学校に求められる役割が拡大しており、教職員一人一人が担うべき業務は質・量ともに増加し、教職員の長時間勤務がみられる。このことは子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながる懸念される。

土庄町教育委員会では、学校教育の質の維持、向上を図るために、学校・家庭・地域のそれぞれが担うべき役割、特に学校が担う役割や教職員の勤務状況を含む働き方を見直すことが喫緊の課題であると捉え、令和6年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定した。本プランを推進することにより、教職員が毎日の生活や人生を豊かなものにするとともに、子どもたちに向き合える時間を増やし、ひいては土庄町教育基本大綱の基本理念である『ふるさとに誇りをもち、視野が

広く、自分の未来を拓く人づくり』につながると考える。

本町の重点推進目標として、教職員の時間外勤務において、各月45時間以上の教職員の割合の年平均が5割以内となることを目指しているが、令和6年度の本町における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、全校で54.4%となっており、目標は達成できていない状況である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

① 1か月の勤務時間について、時間外勤務45時間以内とする。

② 1年間の勤務時間について、時間外勤務360時間以内とする。

※ ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合（超勤4項目等）は、1か月の時間外勤務100時間未満、1年間の時間外勤務720時間以内とする。そのとき、連続する複数月の平均時間外勤務は80時間以内とし、時間外勤務が45時間を超える月は年間6か月までとする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 勤務時間の把握

教職員の働き方改革を実現するにあたって、教職員一人一人の勤務時間を客観的に把握するために、学校は実情に応じてパソコン校務支援ソフト等により、教職員一人一人の勤務時間及び時間外勤務時間を適正に記録し、1か月分の集計結果を土庄町教育委員会に提出する。

(2) 部活動に関する休養日及び活動時間の設定

具体的な取組等については、「土庄町立学校における部活動の方針」により、休養日等を定めて取り組む。

① 休養日

- ・週当たり2日以上（平日：少なくとも1日、週末：少なくとも1日）
ただし、週末に試合や大会等があるときは、平日に振り替える。
- ・年間を通して、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

② 1日の活動時間

- ・平日：2時間程度、学校の休業日：3時間程度とする。
- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 長期休業日の見直し及び夏季休業日における学校閉庁日の延長等

令和4年度から、夏季休業中の「学校閉庁日」を8月10日から16日までの7日間に延長し、夏季休業日を8月31日までに延長した。また、学年始休業日を4月6日、冬季休業日を1月6日までとした。これにより、長期休業日の期間を合計7日増やすとともに、教職員がゆとりをもって新学期の準備や休暇が取りやすい環境を整えている。

(4) 業務の適正化

学校は、教職員の長時間労働の改善に向け、教職員が担うべき業務かどうかを精査し、役割分担等、業務の見直しを行う。また、これまでの各取組を見直し、行事等の改善や廃止、各取組の統合等による再構築に努める。土庄町教育委員会は、次のような支援体制を整備し、各校の業務の適正化をサポートする。

○ 専門スタッフの配置

- ※ 学校図書館活動支援員・特別支援教育支援員・ICT支援員（小・中学校）
- ※ 外国語指導助手（中学校ALT、小学校ALT）
- ※ スクールカウンセラー（中学校、拠点校指導方式で小学校へも）

○ その他専門スタッフの配置

- ※ スクールソーシャルワーカー（令和8年度より配置予定）
- ※ 教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）（令和6年度より配置）

○ 留守番電話の設置（令和5年5月開始）

緊急時の連絡体制を確保したうえで、児童生徒の下校後、一定時間が経過した平日の夜間や休日は、留守番電話対応としている。

(5) 業務の効率化

学校は、ICT化の推進や校務分掌の見直し等を行い、次のような業務の効率的、効果的な実施に努める。

○ 教育用ICT機器の整備

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が図られるよう、W i f i 環境、児童生徒の学習者用タブレットや指導者用タブレット、児童生徒用A Iドリル、大型掲示装置や電子黒板、デジタル教科書等の整備・充実を推進する。

- 校務支援システムの導入の検討（令和7年度以降随時検討）
教職員が利活用できる校務支援システムの整備に向けて導入を検討し、様々な業務のI C T化により、教職員の業務の効率化が図られるようにする。
- 欠席連絡・健康観察システムの整備（令和6年度より導入）
児童生徒の健康面の変容や小さなS O Sの早期発見、保護者からの欠席連絡等についてI C Tを活用したシステムを整備することにより、より多面的な児童生徒の状況を把握するとともに、家庭との連携の効率化を図る。
- 諸帳簿等の電子化
指導要録、学校日誌、出席簿等の諸帳簿の電子化を行うことで、デジタルによる連携の強化、業務の効率化を促進する。

- <各校の取組例>・校務分掌の見直し（特定教員への校務集中回避等）
- ・各種文書の様式、帳票等の見直し
 - ・文書規定や決裁規定等の見直し
 - ・教育計画冊子等の精選による見直し
 - ・職員会議等、諸会議の効率化（短縮、ペーパーレス化等）
 - ・意義を踏まえた学校行事の内容や実施方法の見直し

（6）学校運営の改革と意識改革

学校は、業務の適正化、効率化を図るため、管理職の的確なマネジメントと、教職員一人一人の働き方改革に向けた意識や「チームとしての学校」という理念を教職員間で共有するとともに、教職員自身の健康やライフワークに対する意識を高める。

- <各校の取組例>・教職員の目標設定（業務や勤務等についての目標設定）
- ・勤務時間実績の見える化
 - ・教職員のメンタルヘルス等、健康管理対策
 - ・職員室の環境整備（備品・ファイル類等の整理、机上の整理等）
 - ・ノー残業デー等の実施、退庁時刻の上限の設定 等

（7）保護者、地域への理解促進

学校の働き方改革を進めるにあたっては、学校及び土庄町教育委員会は、保護者や地域住民等の理解と協力を得られるように説明し、学校

と地域との連携、協働に努める。

<土庄町教育委員会の取組>

- 本プランの公表等による保護者、地域への取組を発信（令和6年度より）

土庄町役場教育総務課ホームページへの掲載により、教職員の働き方改革の取組への理解促進のための啓発を行う。

<学校及び土庄町教育委員会の取組>

- 土庄町における部活動の地域展開に向けた協議の推進

部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、連帯感の涵養や基礎体力づくりにつながる活動でもある。しかし、生徒数減少による部活動の継続困難や教職員の指導者不足等の課題について、町内の地域のスポーツ団体等と協議しながら、休日および平日の地域展開に向けた協議を進める。また、これにより教員の負担軽減を図る。

<各校の取組例>

- ・学校支援ボランティア等の積極的導入
- ・学校運営協議会（令和2年度より）による学校・家庭・地域の連携・協働を生かした教職員の働き方改革の方向性への検討及び登下校時の見守り活動や学校行事・運営等の支援などについての地域人材等の積極的な連携の推進
- ・学校の働き方改革についての保護者への周知・啓発
- ・部活動地域展開推進委員会での協議・推進

5. 今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、土庄町教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システム等で把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校

へ本計画や周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会から支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。